（参考１）

砂漠化に対処するための国連条約の概要

１．目的

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること。

２．原則

①地域住民、地域社会、非政府機関等の参加の促進

②小地域、地域、国際レベルでの協力・調整

３．各国の取組み

（１）被影響開発途上締約国等

適当な場合には、砂漠化対処のための行動計画を作成・実施。

（２）先進締約国

・行動計画の作成・実施等を資金的・技術的に支援。

・科学技術協力（情報の収集・分析・交換、研究活動の支援、砂漠化対策技術の移転等についての協力）の実施。

・被影響締約国の能力形成、教育及び啓発に協力。

４．行動計画

被影響締約国は、住民、ＮＧＯ等の参加を得て、砂漠化の原因を明らかにし、砂漠化への対処等に必要な実際的な措置を定めた行動計画（国家行動計画、小地域行動計画又は地域行動計画）を作成・実施。

５．資金供与の制度

被影響途上国の資金調達を促進するため、「地球機構（グローバル・メカニズム）」を設立。（国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）に設置。）

６．科学技術委員会

砂漠化対処に関する科学的・技術的情報をとりまとめる科学技術委員会を設置。

７．報告

締約国は、締約国会議（通常会合）の際、実施した措置に関する報告書を作成・送付。

（参考２）

砂漠化に対処するための国連条約の構成

目的

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること

原則

- 住民及び地域社会の参加と国家及び地域段階での行動
- 全ての主体間の協力の発展
- 小地域、地域、国際段階における協力及び調整関係の改善
- 後発開発途上締約国への十分な配慮

義務

一般義務

- 総合的な取組
- 条約実施の中へ貧困撲滅のための戦略を組入れること
- 小地域、地域及び国際的協力の強化
- 制度的仕組みの決定
- 被影響開発途上締約国は援助を受ける資格があること
- 被影響開発途上締約国の経済の状況について注意を払う
- 関連する政府間組織の中での協力
- 相当の額の資金の動員及び既存の資金供与の制度の利用促進
- 環境保護、土地及び水資源の保全分野における被影響締約国間の協力

被影響締約国の義務

- 適切な資源配分
- 砂漠化対処及び干ばつ影響緩和への優先順位の確立
- 社会経済的な要素に特別の注意を払う事
- 地域住民、特に女性と青年の参加
- 既存の法制度の強化又は新規の法律、長期的政策、及び行動計画の策定

先進締約国の義務

- 積極的な支援
- 長期計画及び戦略を実施するための相当な額の資金及び他の形での支援
- 地球環境ファシリティー（ＧＥＦ）の既存の枠組みの中での資金の調達
- 民間部門等非政府の資金の調達の奨励
- 技術、知識及びノウハウの取得の機会の促進

行動計画の作成・協力・支援

行動計画の作成及び実施

協力及び支援

国家行動計画、小地域・地域行動計画

- 砂漠化に寄与する要因と砂漠化対処及び干ばつ影響の緩和に必要な手段を明らかにし、各主体の役割及び利用可能かつ必要な手段を明確にする

科学・技術協力

- 情報の収集、分析、交換
- 研究及び開発
- 技術の移転、取得、適応、開発

地域実施付属書(4地域)

- 行動計画作成のガイドライン
- 地域及び小地域の重点事項及び内容

支援措置

- 能力形成、教育、啓発
- 資金源、資金供与の制度
  - ---ＧＥＦの対象分野(地球温暖化対策、国際水域環境保全、生物多様性保全、オゾン層保護)関連の活動への資金供与
  - ---既存の資金源、資金供与の制度の効果的・効率的利用
  - ---地球機構の設立(国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）に設置)

情報の送付

情報の送付

締約国：条約実施のために採った措置に関する報告

被影響締約国

被影響国の義務及び行動計画の作成・実施に関する情報の送付

先進締約国

資金源を含む行動計画の準備・実施への支援措置に関する報告

制度

締約国会議

科学技術委員会

小委員会

（参考３）

砂漠化の現状と我が国の取組

１．砂漠化の現状

砂漠化とは、様々な要因により土壌や水資源の著しい劣化が引き起こされ、人間をはじめとする生物の生存環境が脅かされる深刻な地球環境問題であり、その解決策が緊急の課題となっている。砂漠化に対処するための国連条約では、砂漠化は、「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域における種々の要因（気候の変動及び人間活動を含む。）による土地の劣化」と定義されている。

現在、砂漠化地域は、３６億ヘクタール（世界の全陸地の約４分の１、全人口の約６分の１が居住）にも及び、これらの地域の社会経済に大きな影響を及ぼすとともに、地球規模の気候へ与える影響も懸念されている。

砂漠化地域の大陸別内訳

地域名（大陸別）	砂漠化地域の割合
アジア	３６．８％
アフリカ	２９．４％
北アメリカ	１２．０％
オーストラリア	１０．６％
南アメリカ	８．６％
ヨーロッパ	２．６％

（１）社会経済的な影響

砂漠化の進行に伴い、土壌資源の劣化、土地の生産力等の低下が引き起こされる。また、乾燥地の耕作はもともと自然条件が厳しく生産力などが低いことから、地域の生活条件は著しく悪化し、しばしば飢饉などが発生する。深刻なケースでは、生存基盤そのものが破壊され、難民の発生や民族間の対立など、大きな社会経済的混乱にもつながる場合がある。

（２）気候への影響

砂漠化は土地及び大気の乾燥化をもたらし、降雨を減少させ、結果として干ばつの発生や乾季の長期化をまねく可能性があることが知られている。

また、このような乾燥化がさらに砂漠化を進行させてしまうという悪循環も引き起こされる。

さらに、全球的な砂漠化による土地の裸地化に伴うアルベド（地表面における太陽放射の反射率）の増加等により、世界的な気候システムに影響を及ぼすことが懸念されている。

２．我が国の取組

○平成１０年度の「地球環境保全関係予算」のうち、砂漠化関連の主な取組は以下のとおり。

・地下ダムによる地下水の有効利用策についてのモデル事業（アフリカ・ブルキナファソ）（環境庁）
・アジア地域における砂漠化対処の取組事例の調査（環境庁）
・地球環境研究総合推進費による国立試験研究機関（環境庁国立環境研究所、農水省農業環境技術研究所等）での砂漠化対処に関する調査・研究の推進（予定）（環境庁）
・サヘル地域で広範に適用可能な砂漠化防止技術パッケージ確立のための調査（農水省）
・乾燥地域等における土壌劣化等農地・水資源モニタリングシステムの研究・開発（農水省）
・林地土壌の生産力回復を図るための森林造成手法等の調査と技術指針の作成（農水省）　等

○この他にも、外務省の無償資金協力、ＪＩＣＡの技術協力、ＯＥＣＦの有償資金協力により、以下のような取組が実施されている（注）。

・緑の推進協力プロジェクト（セネガル、ニジェール、タンザニア）
・インド「カルナタカ州東部植林計画」
・ケニア「半乾燥地社会林業普及モデル開発計画」

（注）外務省の無償資金協力、ＪＩＣＡの技術協力及びＯＥＣＦの有償資金協力については、予算では地球環境保全関係部分を把握できないため、「地球環境保全関係予算」に含まれていない。